

滋賀県下水道審議会 第9回経営部会 議事録（概要版）

1 日時：令和6年（2024年）3月15日（金） 10：30～12：00

2 場所：滋賀県庁本館4階 4-A会議室

3 出席委員等：（五十音順、敬称略）

木下康代委員、只友景士委員、西村文武委員（部会長）、松若恵理子委員、

【全5委員、出席4委員】

（事務局：技監（下水道担当）、下水道課長、参事、下水道課関係職員）

4 開会あいさつ

5 議事内容

（1）琵琶湖流域下水道事業の地方公営企業法適用について

・事務局より説明資料に基づいて説明。

・P.8③「持続的な技術水準の確保」で一部適用では専門性に配慮した人事面の措置等により、一部適用でも対応可能としているが、具体的にはどのような措置になるのか。〈委員〉

→人事異動において下水道事業経験者を措置するなどの配慮により、専門性を高めることは、一部適用であっても可能であると考え、このような表現にしている。〈事務局〉

・そのような人事異動の配慮があれば、評価を△ではなく、○でも良いのではないか。また、その人事異動の配慮に実行性はあるのか。〈委員〉

→県全体で見れば、何でもできるゼネラリストを育てたい考えがあるが、下水道事業には企業会計があるため、スペシャリストを育てたいという考えがある。企業庁統合型にすれば、企業会計の専門家を育てることができる強みがある。

一方で、一部適用の場合は県の考えに基づいて、いろんな部署に回るという意味で○ではなく、△にしている。また、実際には企業会計経験者がまた企業会計に来るという配慮はされているので、×ではなく、△にしている。〈事務局〉

・ P. 8④「公営企業を取り巻く環境の変化への対応」で、企業庁統合型は統合した後に広域化に伴う関連事業を再分離する必要があるなど非効率が発生する恐れがあるというのとはどのような意味か。〈委員〉

→水道事業の方が、昨年度作成した広域化推進プランで全県一水道を将来的に目指している。一旦、水道と下水道が統合される企業庁統合型となれば、統合後に、水道事業が企業庁から出て行く再分離も想定されるため、非効率が発生するとして記載した。〈事務局〉

・ P. 8④「公営企業を取り巻く環境の変化への対応」で、一部適用と下水道事業単独型が同じ文章を書いているが、評価が○と△になっているため、補足説明をしてほしい。〈委員〉

→一部適用が直接、企業庁統合型に移ることと比較すれば、下水道事業単独型の場合は、一旦全部適用をして単独組織となったところに、また企業庁と統合するといったハードルがあるため、評価を△に変えている。〈事務局〉

・ 評価項目で新しく非常時の対応を挙げられてみてはどうか。〈委員〉
→追加させていただく。次回の経営部会で評価を説明したい。〈事務局〉

・ 数年前に企業庁と統合の話があった際は、技術者の確保ができるため企業庁と統合の方にメリットがあると説明を受けたが、今回までに情勢の変化があったのか。〈委員〉

→技術者の人事面にメリットがあるのは間違いないが、数年前から議論が進み、デメリットの部分が見えてきた。

例えば、下水道課が琵琶湖環境部にあることで環境行政を一体としてできているところが、企業庁へ統合となれば歪みが出る可能性がある。

また、社会情勢の変化として厚生労働省から国土交通省に水道部門行政が移る国の動きに対しての影響が分からない。これらのことも考慮して悩んでいる。〈事務局〉

・全体的に抽象的な表現となっている。なぜ、そのような評価に至ったのかを全体的に補記をすべき。〈委員〉

→評価の結果しか記載していないため、もう少し詳細に説明するようにしたい。

ただ、抽象的な表現となっている理由には、水道の広域化など不確定な部分もあるということもご理解いただきたい。〈事務局〉

・他府県で水道事業と統合している先進事例はあるのか。〈委員〉

→下水道事業の中では全部適用をしている府県はある。その中で、宮城県が上下水一体管理連携運営事業という形で民間委託ではあるが、水道事業と統合をしている。

〈事務局〉

・滋賀県の場合は琵琶湖があり、先進的な下水道をもっているなので、滋賀県の特徴的な下水処理の部分を最初に載せておくと具体的な議論になると思う。長期的な経営の視点も重要だが、昨今の下水道の情勢、公衆衛生上の議論、災害等への対応など、短期的な観点でこの事業を見たときに何を求められているのかも併せて、委員の皆様と今後の議論を具体化させていきたい。〈委員〉

6. 閉会あいさつ